

熊本市市民活動支援センター運営要綱

制定 平成18年 4月 1日

改正 平成19年 4月 1日

平成21年 3月31日市民生活局長決裁

平成22年 5月20日市民生活局長決裁

平成24年 3月30日市民生活局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市市民活動支援センター（以下「センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、市民活動団体とは、地域コミュニティ活動等（熊本市市民参画と協働の推進条例（平成23年条例第12号）第16条に規定する地域コミュニティ活動等をいう。以下同じ。）を行うため、自主的に組織化された人の集まりをいう。

(利用対象)

第3条 センターを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市民活動団体、市民公益活動を行っている個人又はこれから市民公益活動を行おうとしている団体及び個人
- (2) 宗教、政治及び私的営利活動を目的とする団体及び個人でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とした団体でないこと。

(情報の収集及び提供)

第4条 積極的に地域コミュニティ活動等に関する情報を収集し、広く市民への提供を行わなければならない。

(相談の処理)

第5条 利用者から地域コミュニティ活動等に関する相談を受けたときは、適正かつ迅速に処理しなければならない。

(登録及び紹介)

第6条 地域コミュニティ活動等に係る登録及び紹介を行い、市民の幅広い市民公益活動への参加を促進する。

2 地域コミュニティ活動等に係る登録に関し必要な事項は、別に定める。

(交流の場の提供)

第7条 センターには、団体の交流や打合せ、作業のためのスペースを設置し、利用者に提供するものとする。

(活動の場の提供)

第8条 市民活動団体が、センター内のイベントコーナー及び会議・セミナー室（以下「活動の場」という。）で、活動を実施する場合は、市民活動団体に場を提供するものとする。

2 活動の場の提供に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。